

「国家賠償責任と刑事責任の交錯  
— 明石大蔵海岸事件を題材として」

平成28年2月25日(木)

小 幡 純 子

国家賠償責任と刑事責任の交錯

—明石大蔵海岸事件を題材として—

1 明石大蔵海岸事件の概要

2 公務員の個人責任に関する諸相

- ① 公務員個人の損害賠償責任
- ② 国家賠償法上の求償権
- ③ 住民訴訟における公務員個人の賠償責任
- ④ 刑事責任

3 営造物責任と公務員の刑事責任

① 公務員の刑事責任の考え方

公務員個人の賠償責任、求償権行使、公務員法の懲戒等の処分との関係  
公務員の職務執行の萎縮のおそれ ⇔ 公務員を過度に保護し、平等原則に反する。  
一般人と同一にすべき。

② 営造物責任と公務員の刑事責任(業務上過失罪)

設置管理の瑕疵 公の営造物の「物」についての責任  
主観説、客観説、義務違反説、物的性状瑕疵説  
瑕疵を作出した「公務員」のとらえ方 (国賠法1条との関係)  
過去の判例

大阪地判昭和 60.4.17 (天六ガス爆発事件) 市建設事務所係長・主任監督員 有罪  
最判平成 13.2.7 (国分川水路トンネル工事事故) 県建設課長 有罪

③ 公物管理との関係

明石大蔵海岸事件

明石市 占用許可を受け、公園として管理 公園として公衆の利用に供する。

国 海岸保全施設の管理者

公物に関する重畳管理の中での役割分担

日常管理の中での陥没等の不具合発見→国が大規模工事

大規模工事の前に立入禁止措置を講ずる権限

平成 11 年維持管理覚書、平成 13 年 6 月 15 日打合せ(明石市→国)

国賠法上の瑕疵と公物管理

公物管理として利用者が通常期待しうる水準＝瑕疵の基準

道路上の穴ぼこ、障害物、落石乗上げ型、自然災害への対応

刑事責任における業務上過失の判断と、公物として通常期待される水準

利用者自らの回避可能性 過失相殺、通常の用法

日常的な監視体制 予算制約との関係での体制の不備

河川の過渡的安全性 そもそも危険を内包する公物

自然災害への対応 未知の危険、既知の危険 マニュアル

公物管理に携わる公務員 全く一般人と同一か?

刑法の不作为犯 保障人的地位(危険源の管理を引き受けた者)

公物管理の特性 道路・河川という典型的公共用物